

**指定放課後等デイサービス
重要事項説明書**

指定放課後等デイサービス「虹の橋」当事業所は岐阜県の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2153100033号)

重 要 事 項 説 明 書

(令和6年4月1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社 サーバント
法人種別	株式会社
法人所在地	岐阜県可児市川合2793-24 サーバントビル
電話番号	0574-60-3260
代表者氏名	代表取締役 千住 敏晃
法人の沿革・特色	<p>平成25年9月 放課後等デイサービス 虹の橋開設</p> <p>平成26年4月 放課後等デイサービス 虹色キラリ開設</p> <p>平成26年8月 放課後等デイサービス 虹色スケッチ開設</p> <p>平成27年3月 放課後等デイサービス 虹色SKY 開設</p> <p>” 4月 短期入所 虹色ハウス開設</p> <p>平成27年5月 児童発達支援 虹色パーク開設</p> <p>平成27年6月 放課後等デイサービス 虹の郷開設</p> <p>平成27年10月 放課後等デイサービス 虹色DAYS 開設</p> <p>平成29年4月 放課後等デイサービス サーバントホース開設</p> <p>平成31年2月 放課後等デイサービス キッズランド虹開設</p> <p>” 放課後等デイサービス 虹のみらい開設</p> <p>” 放課後等デイサービス 虹の森開設</p> <p>平成31年4月 放課後等デイサービス 虹の丘開設</p> <p>令和2年7月 放課後等デイサービス 虹色ポケット開設</p> <p>令和2年7月 指定障害児相談支援事業 トライアングル 開設</p> <p>令和3年4月 放課後等デイサービス 虹色MAX開設</p> <p>令和4年4月 放課後等デイサービス 虹色YEEL開設</p> <p>令和5年4月 就労移行支援 さくらサーバントカレッジ開設</p> <p>令和5年4月 自立訓練(生活訓練) SAKURA可児自立センター開設</p> <p>令和6年4月 共同生活援助GHセブンカラー 開設</p> <p>令和6年4月 就労継続支援B型さくらサーバント b-team 開設</p>
法人が所有する 営業所の種類・数	<p>指定障害児通所支援 14事業所 指定障害児相談支援事業 1事業所</p> <p>指定障害福祉サービス短期入所 1事業所</p> <p>指定障害福祉サービス事業所 5事業所</p>

2 事業所の概要

事業の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス 虹の橋
事業所の所在地	岐阜県可児市川合237-1 虹ビルII
事業所の電話番号	0574-60-3500

事業所番号	2153100033 (平成25年9月1日指定)
事業所開設年月日	平成25年9月1日
事業所の延床面積	72.13㎡
利用定員	10名
主たる障害種別	重症心身障害児以外
障害児状態等区分	区分2の1 (※区分2・・・食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は厚生労働大臣が定める基準項目に応じ、該当する障害児の数が障害児全体の50%未満かつ、サービス提供時間3時間以上)
主たる対象者	特定なし
営業日、営業時間	① 平日10:00~19:00 ②長期休暇 10:00~19:00 休業日 日祝
サービス提供時間	送迎時間を除く (①14:00~17:15 ②10:30~16:30)
サービス提供地域	可児市・美濃加茂市・多治見市・土岐市・御嵩町・白川町・坂祝町・富加町 川辺町・関市・七宗町・八百津町 全域
事業の目的及び運営方針	1. 利用児童及び保護者の意向、利用児童の特性、その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス個別支援計画を作成し、これに基づき利用児童に対して指定放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することと、その他の措置を講ずることにより利用児童に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。 2. 利用児童の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるように努める。 3. 事業の実地にあたっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める内容の他、その他関係法令などを遵守する。
自己評価の実施状況	毎年1回以上実施
第三者評価の実施状況	令和元年9月26日実施
職員への研修の実施状況	年1回以上の実施予定

3 事業所の職員体制

職 種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数	資格等
管理者兼児童発達支援管理責任者	1人	0人	1人	強度行動障害支援者養成研修修了 相談支援現任研修終了
保育士又は児童指導員若しくは障害	4人	2人	6人	・幼稚園教員免許 ・強度行動障害支援者

福祉サービス経験者、機能訓練担当職員				養成研修実践修了 ・心理指導員
その他従業者	0人	0人	0人	

4 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者兼児童発達支援管理責任者	勤務時間帯 10:00～19:00 休憩1時間（1週40時間労働）
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員（常勤）	勤務時間帯 10:00～19:00 休憩1時間（1週40時間労働）
保育士又は児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員（非常勤）	勤務時間帯 14:00～19:00 休憩は勤務時間に応じる。 10:00～19:00 の間4時間～5時間
その他従業者	勤務時間帯 14:00～18:00 休憩は勤務時間に応じる。 10:00～19:00 の間4時間～5時間

5 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	32.53㎡
事務室・相談室	1室	19.8㎡ 19.8㎡

6 サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常動作訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った日常生活における基本的な動作の指導を行います。
集団生活適応訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行います。
レクリエーション	集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行います。
必要な介助	排泄介助のほか、デイサービスでの活動をおこなうときに必要な介助をご利用者のご希望及び心身の状況に応じて行います。
医療・福祉・生活等のご相談	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。

②主な行事について

月	行事	月	行事
4月	オリエンテーション	10月	秋の遠足
5月	交通安全教室	11月	温泉入浴体験
6月	ミナレク運動	12月	クリスマス会
7月	プール開き	1月	サーバント冬まつり
8月	サーバント夏祭り	2月	スキー研修・雪遊び
9月	避難訓練	3月	避難訓練

7 利用料金

サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

<基本サービス単位数表（1日当たり）>

利用料（サービスに要した費用）は、本事業所の所在地（7級地；（可児市））の1単位単価（10,18円）で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。（1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。）

<障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額>

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各区市町村から代理受領するものとします。（※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの区市町村窓口までお問合せください。）

<障害児通所給付費支給対象サービスに係る料金と利用児童負担額について>

区市町村が定める利用児童負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。詳細は別表をご参照ください。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり区市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

事業所がとっている体制により、下表の加算が追加されます。（主な加算給付費）

②利用者自己負担によるサービスについて

サービスの種類	内容
おやつ・飲み物代	1日あたり0円
事業所外活動にかかる交通費	実費
事業所内外活動にかかる費用	実費
お弁当	実費

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

③欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月の20日までに請求しますので、口座引き落としを当月27日までにご入金をお願いします。支払いは、原則として口座引き落としにてお願いしています。

9 利用者の記録及び情報の管理等

①事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。

②利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

10 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する政治活動、布教活動、販売活動等をご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理させていただきます。 原則、貴重品はお持込にならないようにお願いします。

11 感染症について

感染症については、学校保健安全法を準用し、利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。(必要に応じて、証明する医師の診断書をご用意いただく場合があります)。また、利用児童が所属する学級、学年、学校等が学級閉鎖や休校したり、本人がノロウイルス等の症状が出た場合においては、都度施設へ利用可能かどうかお問い合わせください。

【学校保健安全法施行令第5条による主な伝染性疾患】

病名	利用停止の期間
インフルエンザ	発熱後5日間経過し、かつ解熱してから2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による

	治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱してから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消えてから2日を経過するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による

1.2 緊急時の対応方法

利用者の状態急変時には、速やかに医療機関への連絡を行います。

【主治医】

医療機関名	
診療科	
主治医氏名	
所在地	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

1.3 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人 梶の木会 梶の木内科医院
所在地	〒509-0201 可児市川合2340-1
電話番号	TEL 0574-60-3222

1.4 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「非常災害対応マニュアル」に従って対応します。
防火責任者	堀部 昌治
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	・消火器 ・自動火災報知機 ・誘導灯

1.5 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

①虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	堀部 昌治
-------------	-------

②苦情解決の体制を整備しています。

② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1.6 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	堀部 昌治
電話番号	0574-60-3500
受付時間	平日、長期休暇 午前10時～午後19時

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	可児市役所 障害福祉課	電話番号	0574-62-1111
"	美濃加茂市役所 障害福祉課	電話番号	0574-25-2111
"	多治見市役所 障害福祉課	電話番号	0572-22-1111
"	土岐市役所 福祉課	電話番号	0572-54-1111
"	御嵩町役場 福祉課	電話番号	0574-67-2111
"	白川町役場 保健福祉課	電話番号	0574-72-1311
"	坂祝町役場 福祉課	電話番号	0574-26-7111
"	富加町役場 福祉保健課	電話番号	0574-54-2111
"	川辺町役場 住民課	電話番号	0574-53-2511
"	関市役所 福祉政策課	電話番号	0575-22-3131
"	八百津町役場 健康福祉課	電話番号	0574-43-2111
受付時間	受付時間 午前8時30分～午後17時 (土・日・祝日、年末年始は休業)		

また、岐阜県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	岐阜県社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	058-278-5136
受付時間	午前8時30分～午後12時、午後13時～午後17時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

1.7 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、都道府県、区市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 超ビジネス保険（事業活動包括保険）
- (3) 損害保険の概要 事業活動賠償責任補償 1事故5億円（対人対物共通）財物損害、休業損失、賠償責任に対する保険

放課後等デイサービスを利用するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

（所在地） 岐阜県可児市川合2793-24 サーバントビル

（事業者名） 株式会社 サーバント

（代表者名） 代表取締役 千住 敏晃 印

（事業所名） 放課後等デイサービス虹の橋

（説明者） 役職 管理者兼児童発達支援管理責任者

氏名 堀部 昌治

印

私は本書面により、これから利用する放課後等デイサービスの重要な事項について、事業者から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者

（住所）

（氏名）

印

（続柄）

利用児童

（住所） 同 上

（氏名）

料金表

2024 4改訂

	単位	備考
基本報酬	区分1	574 標準支援時間30分以上1時間30分以下
	区分2	609 標準支援時間1時間30分超3時間以下
	区分3	666 標準支援時間3時間超/学休日のみ
児童指導員等加配加算(1日につき)	常勤専従・経験5年以上	187
	常勤専従・経験5年未満	152
	常勤換算・経験5年以上	123
	常勤換算・経験5年未満	107
	その他の従業者	90
専門的支援体制加算(1日につき)		123 基準人員に加え加配で配置した場合
専門的支援実施加算	(月2~6回を限度)	150 専門的支援を実施した場合
中核機能強化事業所加算		187 市町村に地域の障害児支援中核拠点として位置付けられた場合
家族支援加算(I) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(1時間以上)	300
	ロ 居宅を訪問(1時間未満)	200
	ハ 事業所で対面	100
家族支援加算(II) (月4回を限度)	ニ オンライン	80
	イ 事業所等で対面	80
子育てサポート加算	ロ オンライン	60
	(月4回を限度)	80 保護者に支援場面の観察や参加等機会を提供した上でこどもへの関わり方等にして相談援助を行った場合
利用者負担上限額管理加算		150 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合
福祉専門職員配置等加算	イ(I)	15 常勤職員に占める介護福祉士等が85%以上
	ロ(II)	10 常勤職員に占める介護福祉士等が75%以上
	ハ(III)	6 常勤換算における常勤職員が85%以上
	ハ(III)	6 常勤職員のうち3年以上従事している者が30%以上
欠席時対応加算(I)	(月4回を限度)	94 利用者が急病等により利用を中止した際に連絡調整・相談援助を行った場合
強度行動障害児支援加算	イ(I)	200 強度行動障害児(20点以上)に強度行動障害支援養成実践研修を修了した職員が計画し支援
	ロ(II)	250 強度行動障害児(30点以上)に強度行動障害支援養成中核の人材養成研修を修了した職員が計画し支援
集中的支援加算	(月4回を限度)	1,000 状態が悪化した強度行動障害児に対し広域の人材が事業所等を集中的に訪問し支援を行った場合
個別サポート加算(I)	イ	90 ケアニーズの高い障害児に支援を行った場合
	ロ	120 著しく重度の障害児に支援を行った場合
個別サポート加算(II)		150 虐待等により行政から支援要請を受けた児童
個別サポート加算(III)		70 不登校の状態にある利用者に対して、学校と連携して家族への相談援助等の支援を行った場合
入浴支援加算	(月8回を限度)	70 ※医療的ケア児又は重症心身障害児に発達支援とあわせて入浴を行った場合
自立サポート加算	(月2回を限度)	100 高2、高3年生の卒業後に向け学校や地域企業と連携して相談援助や体験支援を行った場合
通所自立支援加算		60 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立通所が可能となるよう支援を行った場合
医療連携体制加算	イ(I)	32 医ケアを必要としない利用者に1時間未満の看護を行った場合
	ロ(II)	63 医ケアを必要としない利用者に1時間以上2時間未満の看護を行った場合
	ハ(III)	125 医ケアを必要としない利用者に2時間以上の看護を行った場合
送迎加算		54 居宅又は学校と事業所間の送迎を行った場合
延長支援加算	(1)30分以上1時間未満	61 ※利用者の都合で延長時間が計画よりも短くなった場合
	(2)1時間以上2時間未満	92
	(3)2時間以上	123
関係機関連携加算	イ(I) (月1回を限度)	250 学校等と個別支援計画に関する会議を開催し連携して個別支援計画を作成した場合
	ロ(II) (月1回を限度)	200 学校等との会議等により情報連携を行った場合
	ハ(III) (月1回を限度)	150 児童相談所、医療機関等との会議により情報連携を行った場合
	ニ(IV) (1回を限度)	200 就学先の学校や就職先と連絡調整を行った場合
事業所間連携加算	イ(I) (月1回を限度)	500 セルフプランで 複数事業所を併用する場合でコーディネート中核事業所
	ロ(II) (月1回を限度)	150 セルフプランで 複数事業所を併用する場合で会議に参画した事業所
保育・教育等移行支援加算		500 通所中2回、退所後2回(居宅と学童等への訪問を1回ずつ)を限度
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ(I)	134/1,000 (II)に加え、経験技能のある職員を一定割合配置している
	ロ(II)	131/1,000 (III)に加え、改善後の賃金年額440万円以上が1人以上・職場環境の更なる改善、見える化
	ハ(III)	121/1,000 (IV)に加え、資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備
	ニ(IV)	98/1,000 職場環境要件の改善・賃金体系等の整備及び研修の実施等
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ(I)	84/1,000 キャリアパス要件(I)(II)(III)、職場環境要件の全てを満たした場合
	ロ(II)	61/1,000 キャリアパス要件(I)(II)、職場環境要件を満たした場合
	ハ(III)	34/1,000 キャリアパス要件(I)又は(II)、職場環境要件を満たした場合
	ニ(IV)	ハの90/100 キャリアパス要件(I)、(II)、職場環境要件のいずれかが満たした場合
	ホ(V)	ハの80/100 キャリアパス要件(I)(II)、職場環境要件の全てを満たさない場合
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ(I)	13/1,000 福祉専門職員配置等加算を算定している場合
	ロ(II)	10/1,000 福祉専門職員配置等加算を算定していない場合
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		20/1,000
地域加算		10 ●●市